昭和三十三年大蔵省令第十九号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十七年政令第百二十五号)第十五条及び第十六条の規定に基き、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令を次のように定める。

- 1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十七年政令第百二十五号。以下「令」という。)第十一条に規定する譲渡申告書の様式は、別紙一のとおりとする。
- 2 令第十三条第一項に規定する輸入申告書の様式は、別紙二のとおりとする。
- 3 令第十六条に規定する自動車の輸入の許可を証する書類の様式は、別紙三のとおりとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年六月二三日大蔵省令第三三号)

この省令は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

附 則 (昭和三八年二月二八日大蔵省令第七号)

この省令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年四月一日大蔵省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年三月三一日大蔵省令第一八号)

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年一二月二〇日大蔵省令第六一号)

この省令は、昭和四十五年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五二年六月一〇日大蔵省令第二八号)

この省令は、昭和五十二年六月十五日から施行する。

附 則 (昭和六三年一二月三〇日大蔵省令第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第五条、第六条(大蔵省組織規程(昭和二十四年大蔵省令第三十七号)第九十条第一項第五号の改正規定に限る。)、附則第七条(税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令(昭和二十九年大蔵省令第六十四号)の改正規定中「第三十四条第四項又は」の下に「消費税法第六十二条第四項、」を加える部分を除く。)、附則第八条から第十条まで、第十一条(国税質問検査章規則(昭和四十年大蔵省令第四十九号)第二条第一号の改正規定中「第百五十七条」の下に「、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第六十二条第四項」を加える部分を除く。)、附則第十三条及び第十四条(沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令(昭和四十七年大蔵省令第四十二号)第三十条の次に一条を加える改正規定を除く。)の規定は、平成元年四月一日から施行する。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定による改正前のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令別紙二の輸入(譲 受)申告書の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成五年四月一日大蔵省令第四九号)

- 1 この省令は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 この省令による改正前のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令別紙二の輸入(譲受)申告書の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
- 3 この省令による改正前のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令別紙三の自動車通関証明書の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成九年三月二一日大蔵省令第一二号)

- 1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正前のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令別紙二の輸入 (譲受) 申告書様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成三〇年三月三〇日財務省令第一〇号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日財務省令第一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和元年六月二四日財務省令第八号)

(施行期日)

1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和二年一二月一八日財務省令第八〇号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和三年三月三一日財務省令第三五号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。 附 則 (令和三年六月一八日財務省令第五二号)

(施行期日)

- 1 この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)の施行の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

備 2 1 考 用紙の大きさは、縦二百九十七ミリメートル、横二百十ミリメートル(日本産業規格A列4番)とする。用紙は黄色とし、文字及び画線は黒色とする。

	为
	紛
税関様式F第1240号	-
Customs Form F No. 1240	

日本国税関 Japanese Customs Service

譲渡 渡 申 告 書 Declaration on Transfer of Goods

申告税関 Declared at (Custom House)		申告年月日 Date of Declaration	·
譲渡人 Transferor (氏名、階級及び住所、所 (Name, rank, military un	属軍隊又は機関及び所在地) it, and address)		
譲受人 Transferee (氏名及び住所) (Name and address)			
譲渡予定場所 Intended Place of Transfer			
譲渡予定年月日 Intended Date of Transfer			
品 名 Description of goods transferred	個 数 Number of articles	数 量 Quantity of goods	価 格 Value
し知の姉Pを築施したいので中生して			<u> </u>

上記の物品を譲渡したいので申告します。 I hereby declare the articles desired to be transferred as above.

申告者 Declarant			
•	(氏名)		
	(Name)		

	輸入(譲受)申告書											5. #
	(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用) DECLARATION ON IMPORT Relating Goods Imported Duty-exempt and Transferred	I C		I S I S W	I I M	M I	A C		B P I B P	税	関様式F第	1250号
	later to a person not accorded duty-exemption (Use as a Declaration on Leviable Quantity for Excise) τ π									申 告 Declara	番 号 tion No.	
	Declared at		告年 ate of Deck									
	譲渡人の住所、氏名 (名称) Name (Trade Name) and Address of transferor	Ir	養受予定年 itended Da eceipt of Tr	e of					貿易形態	別符号		
備	譲受人の住所、 氏名(名称及び代表者の氏名)	— 原 P	连 lace of Ori	地 gin					原産国(地) 符号		
考 : 1	Name (Trade Name and Name of Representative) and Address of transferee		医 世 均						輸入者※	符号		
月用	代理人の住所、氏名(名称)		lace of Sto					_	(調査用:	符 号)		
紙	Name (Trade Name) and Address of Proxy		入又は利 arehouse to									
白色とし、	品名 Commodity Description 単位 Unit of Net Wet Quantiti No. Stat. Code No. tity	量es	※内[告価格(CIF) CIF Value 国消費税等課税標 able Value for Ex	準額	※ 税 ※ 種類 ⁵			関 税 ※内国消費税等		減免税条 Applied Ar of Law for Excise Red & Exempti	ticles Duty & uction
刷色	(3)			手	PI				Ŧ	pg	符 号 定率	暫定
は青	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	L				基協	特暫	滅免稅	抽		条別表	項
とする。	- 清 地							減免税	<u>. 190</u>	,,,,,,,,,,,,	輸	項
	消 地							減免核	180	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	輸条	項
	(6)			千	円			000000	千	円	符号	
	**************************************	ı				基協	特暫	滅免核	植	*********	定率 条 別表	暫定項
	消 地					1 1		減免料			輸条	項
	道:「海」。		1					188.70.0	L 494.		輸	
								減免核	ini M		桑	垻
	個数·記号·番号 Number of Packages. Marks & Nos	税関記刀	人欄				※ 税			円	関	税税
							額				消	費 税
							合計				地方	消費税
	添付書類 承認番号	*	受 理	*	審	査		納	※許可·承	認印、	許可・承	認年月
	開税法70条関係 ■											
	(有) (*豐) 許可 承認等 契 約 書 等											
	注意 1. ※印のある欄は、記入しないで下さい。 Note. 2. この申告による課税標準等に誤りがあることがわかなお、輸入(譲受)の許可後、税関長の調査により、	ったとき				ります。						
	If the declarant finds an error in the basis for asses it to the Customs. After the importation is permitte change the amount of customs duty payable and oth 3. この申告に基づく処分について不服があるときは、	d, the D er item その処分	irector of on the ba 分があって	the Customs nasis of the resul こことを知った	nay ma lt of his 日の翌	ke a decisior investigatio 日から起算し	n to m.					
	3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大E If the declarant is dissatisfied with the payment of goods covered by your declaration, etc., you can mak	customs	duty or i	nternal tax imp	posed o	n the			通	関	上 記	名
	therefor, to the Director of Customs or the Minister											

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令(別紙第三様式)

税関様式 F 第 1260 号 Customs Form F No.1260

自動車通関証明 書

Clearance Certificate of Automobile

税 関 **(FI)**

号 税関証 50 元 Certificate No. 令和 税関証明第 年 月 日 Date

輸入 (譲受) 許可年月日 Date of Import (transfer)Permission	輸入(譲受)申告書番号 Import(transfer) Declaration No.			形 状 Descriptions On Detail		車台番号(又はシリアル番号) Chassis No.(or Serial No.)		
護 渡 人 氏 名 Name of Transferor		輸入(護受)者住所i Name & Address Importer(transfere	of		Name	人住所氏名 & Address 'Proxy		

注意事項 この証明書は、原則として再発給しないので大切に保管して下さい。 Note: This certificate shall be kept carefully. The certificate is not reissued in principle.

備考 1. 用紙は白色とし、文字及び画線は黒色とする。 2. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。